

平成30年度第1回島根県人権施策推進協議会

【意見要旨等】

○委員

- ・「子ども」の人権で、「不登校への取組」の1行目に「不登校は、学校での学ぶ権利」とありますが、「学校で学ぶ権利」とした場合の違いがあるか質問させていただきましたが、あまり大きな意味の違いはないように思いますので、「学校で学ぶ権利」とストレートな形で表した方が私もよいと思います。

○委員

- ・「外国人」の人権ですが、災害時の外国人住民への支援には地域のつながりが大切だと思います。災害時には SNS などを利用して外国人住民間で情報を伝えますが、県や市町村からの情報がきちんと外国人住民に伝わっていくルートの確立が必要だと考えています。
- ・外国人の方がどこの企業で働いておられるとか、どのような生活されているのかということ把握しておくことは、労働問題が発生したときも、災害時も必要だと考えています。可能であれば、外国人を支援する民間団体にもその情報を提供していただきたい。

○委員

- ・「第1章総論 I 基本方針決定の趣旨」に記述されているヘイトスピーチの脚注についてわかりにくいと思われたので質問しましたが、修正案でよいと思います。
- ・「子ども」の人権の「子どもの権利条約」などの理解促進に係る記述ですが、「人を大切にした教育指導が行われるよう」とありますが、「人を大切にした教育指導」という表現をもう少し丁寧に表現した方がよいと思ったので質問しましたが、修正案（「自らの権利を知ること自分大切にできることにつながり、自ら大切にできる人は他人も大切にできることを根底においた指導」）の方が丁寧でよいと思います。

○委員

- ・「女性」の人権の現状と課題の中で、ひとり親の母親であるとか、妊娠している女性に関わる問題も女性の人権問題ととらえる考え方もありますので、その点に言及がないというのは不自然に思えます。是非その文言を入れていただきたいと思います。

○委員

- ・「障がいのある人」の人権の「就労支援の取組」に記述されている「合理的配慮」について意味がわかりやすいように脚注をいれた方がよいと思います。

○委員

- ・「同和問題」に関しては平成28年度に実施した人権問題県民意識調査から「同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という設問に対する回答（グラフ）が掲載されていますが、文章の中にこの回答（グラフ）に対しての言及がありません。少しふれてもいいのではないのでしょうか。

●事務局

- ・文章の構成等見直しをしたいと思います。